

税務署からのお知らせ

シルバー人材センターの会員の皆様へ

平素は、税務行政につきまして、御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、御承知のとおり、確定申告期には、毎年多数の納税者の方々が税務署や確定申告会場に来られ、窓口や会場内は大変混雑いたします。

特に、令和2年分確定申告におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、従前以上に確定申告会場の混雑を回避する必要があります。

こうした状況の中、納税者の方々の利便性の向上及び確定申告会場の三密回避を図るため、当方におきましては、自宅等からのe-Taxを利用した申告等を推奨しているところであります。

なお、国税庁ホームページにおいて提供しております「確定申告書等作成コーナー」では、マイナンバーカード方式のほか、ID・パスワード方式でもe-Taxのご利用が可能となっております。また、スマホからはスマホ専用画面の利用が大変便利になっております。

つきましては、皆様の感染リスクを低減する観点からも、是非とも自宅等からのe-Taxを利用した申告等に御協力をお願いいたします。

税務署

e-Taxを利用した申告に関する情報

○ e-Taxのメリット

申告書は、ご自宅から国税庁ホームページを利用して作成・送信ができます。

- ① 国税庁ホームページの案内に従い金額などを入力するだけで、申告書が作成でき、作成した申告書はご自宅等から送信できます。
- ② 確定申告会場に行く時間や会場での待ち時間が不要ですので、ご自宅等でゆっくり申告書が作成できます。
- ③ 添付書類と本人確認書類の提出が省略できます。
※ 申告内容によっては、添付書類の別途提出が必要になる場合があります。
- ④ 確定申告期は、24時間いつでも国税庁ホームページから送信ができます。
- ⑤ 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

○ PC・スマホから2通りの送信方法

どちらの送信方法が利用できるか、「確定申告はe-Taxが便利です!!」のリーフレットで確認が可能です。

〈マイナンバーカード方式〉

マイナンバーカードを用いてマイナポータル経由又はe-Taxホームページなどからe-Taxへログインするだけで、e-Taxの利用を開始し、申告等データの作成・送信ができます。

〈ID・パスワード方式〉

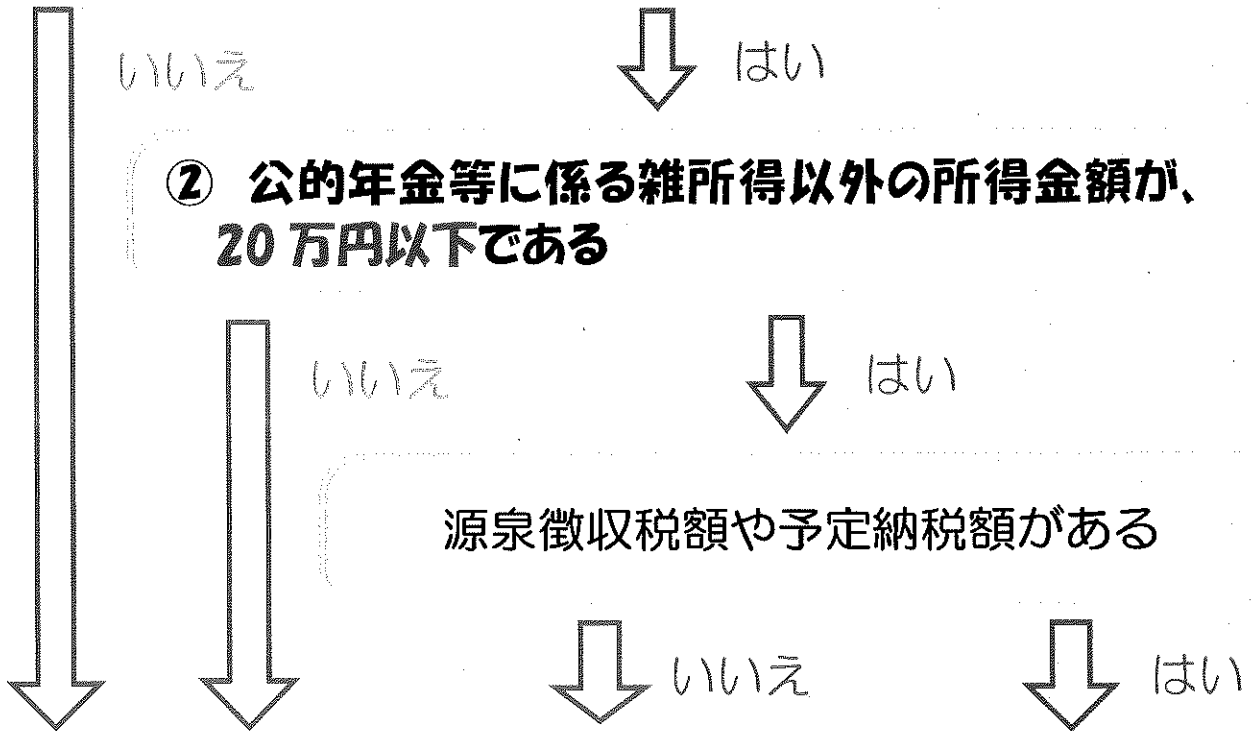
マイナンバーカードを取得されていない方であっても、税務職員との対面で本人確認を行った後に発行されるID・パスワード(注)のみで、申告等データの作成・送信ができます(ICカードリーダライタも不要)。

(注) ID・パスワードは、確定申告期にかかわらず、事前に最寄りの税務署で発行が可能です。

確定申告に関するフローチャート

公的年金等を受給されている方は、以下のフローチャートにより所得税及び復興特別所得税の確定申告の要否を確認してください。

① 公的年金等の収入金額の合計額が、400万円以下である



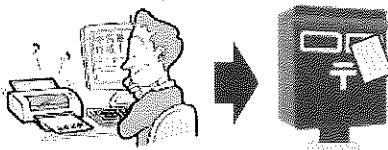
税務署への確定申告が必要です。

申告書等は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成できます！

国税庁

www.ntago.jp

検索



税務署への確定申告は不要です。

ただし…

- 1 株式等の損失を翌年に繰り越すための申告書などは提出することができます。
- 2 住民税の申告が必要になる場合があります（詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。）。

確定申告が不要になる場合があります。

ただし、所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。

詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

※ 源泉徴収票に記載の扶養人数等に変更がある方は、確定申告が必要になる場合があります。詳しくは、最寄りの税務署にお尋ねください。

コロナ禍やし

スマホで申告 ひとこか!



確定申告書作成会場は
大変混み合います。

感染症拡大防止の観点から
スマホやパソコンを利用した
自宅からの e-Tax 申告に
ご協力をお願いいたします。



スマホ申告はここが便利!
自宅等で申告完了!

記載事項を入力すれば添付書類は提出省略
給与、年金の源泉徴収票は自宅保管でOK

給与、年金のほか、
シルバー人材センターの
報酬(雑所得)にも対応!

申告書の作成で困ったら
税務相談チャットボット*を活用!
国税庁ホームページ「タックスアンサー」や
電話でお問い合わせもできます。
(*チャットボット公開予定:令和3年1月)

確定申告は e-Tax が便利ですよ!!

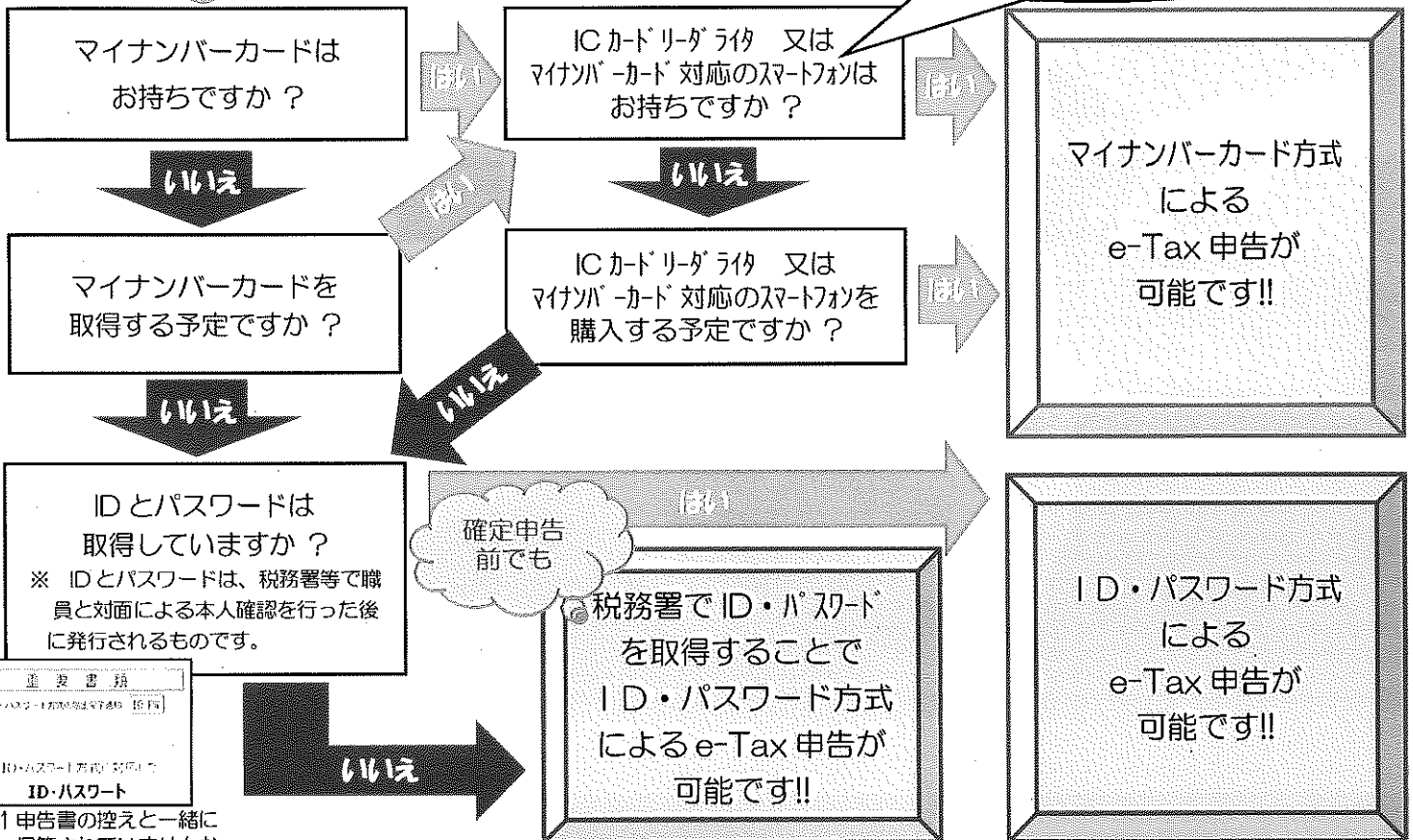
e-Tax の準備はお済みですか？

パソコン、スマートフォン、タブレットはお持ちですか？
お持ちの方は、e-Tax 申告が可能かどうか自己診断してみませんか！？
※ パソコン等のOS環境等によっては、利用できない場合があります。


対応端末一覧はこちら



スタート!



申告書は、国税庁ホームページで作成できます！

- STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス 
- STEP 2 申告書を作成 画面の案内に従って金額などを入力するだけ！
自動計算なので計算誤りがありません！
- STEP 3 申告書を提出 パソコンやスマホから、e-Tax で送信して提出！（印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます）

【確定申告書等作成コーナーの操作方法】
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク
0570-01-5901

【マイナンバーに関するお問合せ】
マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

マイナンバーカード方式

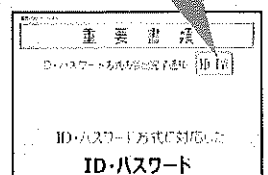
マイナンバーカードを利用して e-Tax で申告できます。
用意するものは、次の2つ！

- ① マイナンバーカード
- ② ICカードリーダライタ または
マイナンバーカード対応のスマホ（一部端末のみ）

ID・パスワード方式

- 用意するものは、次の2つ！
ID・パスワード方式に対応した
- ① ID(利用者識別番号)
 - ② パスワード(暗証番号)

ID・PW が自印



※ ID・パスワード方式は暫定的な対応であるため、早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。